

◆ 産廃エキスパート ◆ 産廃プロフェッショナル
優良性基準適合認定制度 申請説明会

「申請」と「評価の基準」について

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室



資料目次

- < 1 > 申請の資格・申請区分
- < 2 > 申請区分の決定
- < 3 > 申請・審査・認定・公表までの流れ
- < 4 > 申請手数料
- < 5 > 申請・書面受付期間
- < 6 > 申請エントリーの方法
- < 7 > 申請受付
- < 8 > 現地審査
- < 9 > 認定後

< 1 > 申請の資格・申請区分

■申請の資格・対象

- (1) 東京都知事又は八王子市長もしくははその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上の事業者
- (2) 評価基準表で自己評価をし、基準を満たしていること
※評価基準表は< 2 >で説明します。

新規申請の方は自己評価をして、認定の区分を選んで申請してください。



< 1 > 申請の資格・申請区分

■申請区分

1 認定の区分

- (1) 産廃エキスパート（第1種評価基準）：業界のトップランナー的優良事業者
- (2) 産廃プロフェッショナル（第2種評価基準）：業界の中核的役割を担う優良事業者

2 業の区分 ※許可と同一の業の区分で申請してください。

- (1) 収集運搬業（積替え保管を除く）
- (2) 収集運搬業（積替え保管を含む）
- (3) 中間処理業

< 1 > 申請の資格・申請区分

■申請区分

3 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における感染性廃棄物を取り扱う場合に
業の区分に加えて申請してください。

※専門性評価基準のみの単独申請はできません。

ポイント

複数の業の許可を取得している場合は、取得している全ての業を申請してください。
ただし、許可取得後1年に満たない場合は申請できません。

< 2 > 申請区分の決定

1. 評価基準表で自己評価を行う

※評価基準表は公社Webページよりダウンロードできます。

評価基準表とは、「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定するための評価をするものです。申請の前に以下の、基準を満たせるか確認してください。

区分	遵法性	安定性	先進的な取組		専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上 (一部必須)	60%以上	+	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—		

《産廃エキスパート対象》令和5年から必須となった項目

(1) インターネット情報公開

①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表 ④料金表等

(2) 電子マニフェストへの加入

(3) 財務基準 ①自己資本比率 ②経常利益金額等

< 2 > 申請区分の決定

2. 評価基準表（例）

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	申請者記入	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 又 は 得 点	の 書 面 提 出 時 の チ ェ ッ ク
13	ナル共通	財 務 状 況	営 自 業 己 利 資 益 本 金 比 率 等	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐
			経 常 利 益 金 額 等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐
※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
15		財 務	経 総 常 資 利 本 益 利 率 益 率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2%（小数点以下切捨て）以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐

評価基準表での必須項目の見分け方 産廃エキスパート対象

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	申請者記入	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 又 は 得 点	書 面 提 出 時 の チ ェ ッ ク
13	ナル共通)	財 務 状 況	営 業 自 己 利 益 本 金 比 率 等	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐
14			経 常 利 益 金 額 等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐
※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
15		財 務	経 常 利 益 率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2%（小数点以下切捨て）以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		☐



産廃エキスパート対象の
安定性での必須項目は、太枠

産廃エキスパート対象の安定性での必須項目は、太枠・網かけが目印です。

< 2 > 申請区分の決定

3. 自己評価の方法

12	フ エ ッ シ	財	自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○	【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書（様式第6号）及び様式第6号の添付書面で審査する。	2	☐	
13	ヨ ナ ル 共 通	務 状	営業自己利益資本比率等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○	【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2	☐	
(合計)								71点	65点
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点＝得点率)	
								91%	

①  チェックボックスをクリック

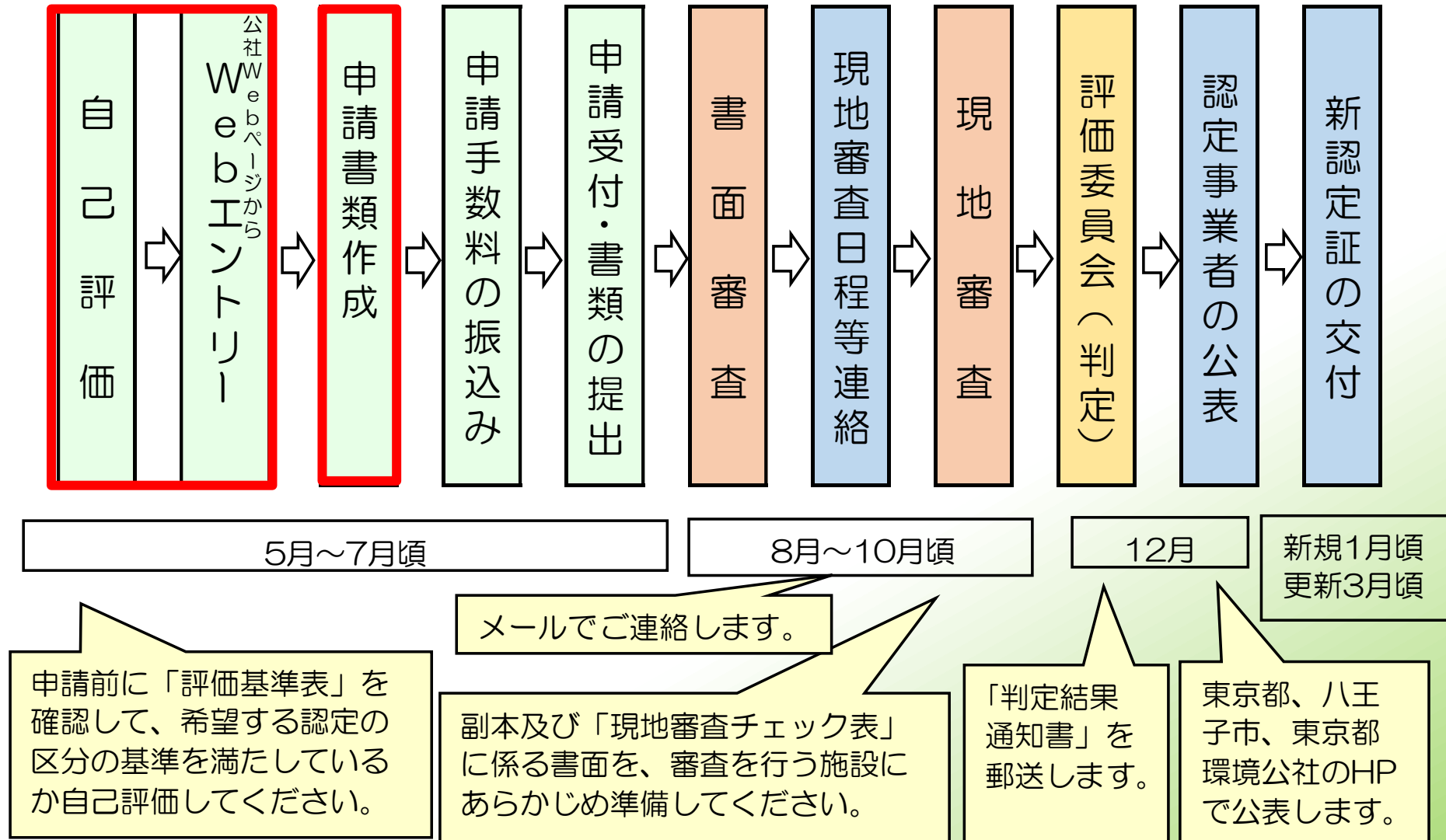
② 配点がリストダウンされます。

③ 自己採点を選択します。

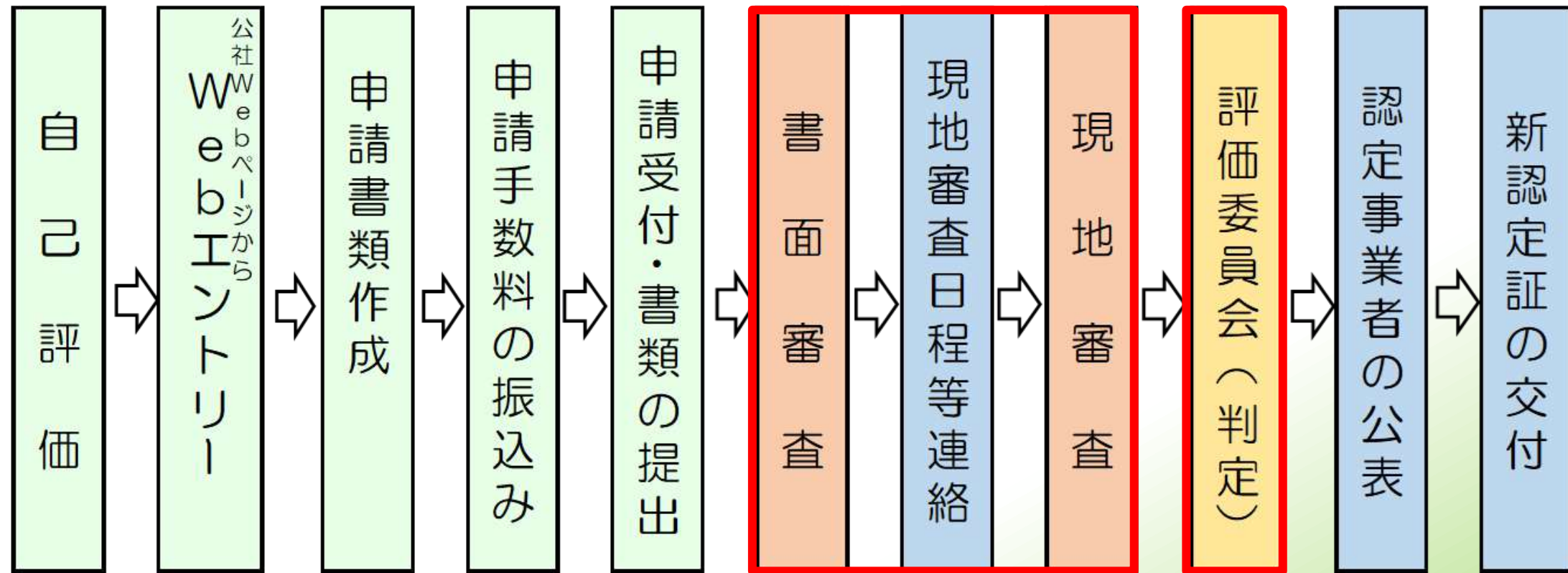
④ 得点と得点率が表示されます。

ダウンロードした評価基準表の評価項目の内容について、自社が取り組んでいるか確認してください。該当する各項目の得点の合計が基準を満たしていれば適合となる可能性があります。実際の適合判定は、評価員による書面審査及び現地審査の結果を基に評価委員会によって行います。

< 3 > 申請・審査・認定・公表までの流れ

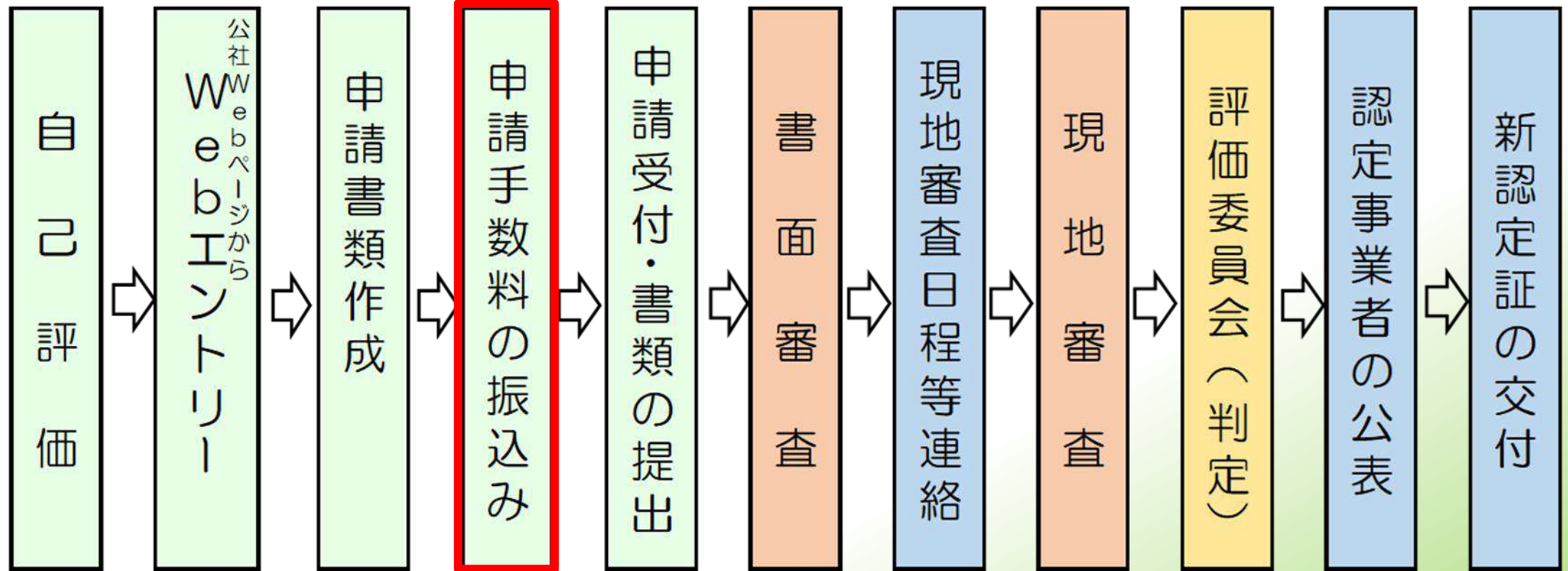


< 3 > 申請・審査・認定・公表までの流れ



- ・ 認定の有効期間は、新規：公表日～2年後の年度末まで
更新：申請した翌年の4月1日～3年間

< 3 > 申請・審査・認定・公表までの流れ



- ・ 申請手数料は前払いとなります。書類提出までに指定口座にお振込みください。

< 4 > 申請手数料

ポイント

- 振込口座、金額は申請の手引きまたは公社Webページでご確認ください。
- 提出書類の一部として「振込人受取書」「ご利用明細（ATM）」等、振込が確認できる書面の写しを提出していただきます。
- ネットバンキングを利用した場合は、取引明細が記載されている画面の写しをご提出ください。

※振込手数料は申請者の負担となります。

※一度納入された申請手数料は原則返金いたしません。

産廃エキスパートの基準を満たせず、産廃プロフェッショナルとなった場合にも返金はいたしませんので、必ず申請の前に評価基準表を使用して自己評価をし、基準を満たしているかの確認をお願いいたします。

※島しょ・都外の遠隔地での現地審査につきましては、別途交通費等を請求いたします。

< 5 > 申請・書面受付期間

① Webエントリー：5月20日（月）～7月31日（水）

② 申請書面受付期間

■新規申請

- すべての業の区分

書面受付期間：5月20日（月）～8月23日（金）

■更新申請

- 収集運搬業（積替え保管を除く）

書面受付期間：5月20日（月）～7月19日（金）

- 収集運搬業（積替え保管を含む）

書面受付期間：5月20日（月）～7月26日（金）

- 中間処理業

書面受付期間：5月20日（月）～7月26日（金）

- 収集運搬業 + 中間処理業（複数申請）

書面受付期間：5月20日（月）～7月31日（水）

・更新申請事業者様は、郵送にてお送りしている「申請の手引き」2頁を参照してください。

・公社Webページ「申請の手引きHP版」からダウンロードすることができます。

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・
資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

産業エキスパート・産業プロフェッショナル
申請の手引き



東京都環境局



東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社

< 6 > Webエントリーの方法

①公社Webページへ
アクセスしてください。
<https://www.tokyokankyo.jp/>



東京都環境公社
TOPページ

2

排出事業者の方はこちら

認定の取得・更新をお考えの方はこちら

すでに認定をお持ちの方はこちら

認定事業者に関する情報

3

令和6年度 申請については
こちら

令和6年度 申請説明会につ
いてはこちら

1

優良性基準適合認定
事業

廃棄物処理施設技術
支援事業

申請する・調べる

知る・体験する

見る・読む

クール・ネット東京
エネルギー部門助成金

TOKYOサークユア
エコノミー アクシ...

PCB（ポリ塩化ビフ
ェニル）廃棄物 助...

プラ製容器包装等・
再資源化支援事業

省エネ型VOC排出削
減設備導入促進事業

省エネ型ノンフロン
機器普及促進事業

医療廃棄物追跡管理
システム

浄化槽法定検査事業

3Rアドバイザー事業

浄化槽法定検査事業

3Rアドバイザー事業

< 6 > WEBエントリーの方法



【公財】東京都環境公社

2024年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム



下記、必要事項をご記入の上、「送信」ボタンを押してください。（※印は必須事項です）

注意

申請フォームを途中で閉じてしまうと保存ができません。
お時間に余裕のある時に取り組んでください。

■ 申請事項

	申請1 (リセット)		申請2 (リセット)	
申請内容 ※	☐ 新規申請	☒ 更新申請	☐ 新規申請	☒ 更新申請
申請する認定の区分 ※	☐ 産業エキスパート	☒ 産業プロフェッショナル	☐ 産業エキスパート	☒ 産業プロフェッショナル
申請する業の区分 ※	☐ 収集運搬業（積替え保管を除く） ☒ 収集運搬業（積替え保管を含む）		☐ 収集運搬業（積替え保管を除く） ☐ 収集運搬業（積替え保管を含む）	
	☒ 専門性 有 ☐ 専門性 無		☐ 専門性 有 ☒ 専門性 無	
	☐ 中間処理業		☒ 中間処理業	
			☐ 専門性 有 ☒ 専門性 無	

■ 申請内容（申請手数料は、消費税および地方消費税を含む）

	申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 （有の場合：業の区分）	申請手数料（円）
申請内容 （自動入力されます）	更新	産業プロフェッショナル	収集運搬業（積替え保	収集運搬業（積替え保	

～ WEBエントリー～

申請事項入力時に必要な情報として
下記の書類をお手元にご用意ください。

- ①東京都、八王子市の産業廃棄物処理業の許可証
- ②最新の優良性認定証（更新者のみ）
- ③東京都に届出している登録車両の都内の駐車場の所在地がわかるもの（収運業のみ）
- ④国の優良認定を令和4年4月1日以降に取得している場合は、その許可証（他県を含む）

①必要事項を入力

許可証の記載
どおりに入力
してください。

②確認して送信

③申請書類をダウンロード保存し、
書類を作成してください。

< 6 > 申請エントリーの方法

重要

一度画面を閉じてしまうと初めから再入力となってしまいます！

全てのデータを
「ダウンロードして保存」するまでは、画面を閉じないでください。

申請書類（様式・評価基準表）

～ 書類のダウンロード～

 [公財] 東京都環境公社

2024年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム

STEP1 入力 → STEP2 確認 → STEP3 送信 → STEP4 ダウンロードして書類作成

以下のページをダウンロードして保存し、書類を作成してください。

Webエントリーで 入力した申請データです	優良性基準適合認定制度 申請データ	ダウンロードして保存
	申請書類チェック表(インデックス表)(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第1号 認定申請書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第2号 同意書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第4号 納税等の状況に関する誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第5号 情報公開に関する確認書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書(PDF)	ダウンロードして保存
申請する業の区分の 書式のみ表示されます。	様式第6号 経営状況確認書(Excel形式)	ダウンロードして保存
	評価基準表 収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel形式)	ダウンロードして保存
	中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存
	専門性:収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel形式)	ダウンロードして保存
	専門性:中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存

< 6 > 申請エントリーの方法 ～ 書類のダウンロード～

すべてダウンロードし、
ご自身のパソコンのデスクトップ等に
保存してください。

以下のページをダウンロードして保存し、書類を作成してください。

Web
エントリーで
入力した申請データです

優良性基準適合認定制度 申請データ	ダウンロードして保存
申請書類チェック表(インデックス表)(PDF)	ダウンロードして保存
様式第1号 認定申請書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第2号 同意書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第4号 納税等の状況に関する誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第5号 情報公開に関する確認書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第6号 経営状況確認書(Excel形式)	ダウンロードして保存
申請する業の区分の 書式のみ表示されます。	
評価基準表	
収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel形式)	ダウンロードして保存
中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存
専門性:収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel形式)	ダウンロードして保存
専門性:中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存

「入力した申請データ」です。

ダウンロードして保存してください。
※印刷は不要です。

PDF形式です。

※入力した一部が転記されます。
ダウンロード保存後、印刷して
必要事項を追記の上、ご提出く
ださい。

エクセル形式です。ダウンロー
ド保存後、必要事項を入力の上、
印刷してご提出ください。

<7> 申請受付

- ダウンロードした様式と、審査に必要な書類をチューブファイルに綴じこみ、提出用に正本を、現地審査用に副本を作成してください。
- 各種納税証明書などの原本は正本に綴じ、副本用にはコピーしたものを綴じてください。



<7> 申請受付

- ・提出する書類は以下のとおりです。返信用の封筒に、様式第1号の表紙に受領印を押したものをに入れてお返しします。副本に綴じて保管してください。
- ・認定を取得できた際に、申請時にご提出いただいたレターパックに認定証を入れてお送りします。

受領印が押され、返送された様式第1号は、副本に綴じて現地審査場所で保管してください。

<提出するもの> ①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺 ④返信用封筒（切手貼付け）⑤レターパック

⑦書類の提出（郵送）



様式第1号 副本用の「様式第1号」

東京都知事府定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022
東京都墨田区江東橋西丁目2番5号
東京トラフィック株式会社 2F
氏名 株式会社ABC環境
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定申請書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合)業の区分	申請手数料 (円)
新規	産廃の処理・処分	収集運搬業(廃棄物の収集・運搬)	収集運搬業(積替え・保管)	265,000
新規	産廃の処理・処分	中間処理業	中間処理業	

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業 13-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業 13-01-*****	****年**月**日まで
特別処理	収集運搬業 13-02-*****	****年**月**日まで
産業廃棄物	中間処理業 13-03-*****	****年**月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業 1301-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	
特別処理	収集運搬業	
産業廃棄物	中間処理業	

<7> 申請受付

書類軽減についてのご案内

収集運搬業と中間処理業を同時申請される方は、申請書類チェック表及び様式第1号～7号とそれに付随する添付書類等については、1部のみ用意し、収集運搬業のファイルに綴じこんでご提出ください。

※中間処理業用にコピーして提出いただく必要はありません。

※収集運搬業の副本には、正本のコピーを綴じてください。

<1部の提出で良いもの>

- 申請書類チェック表
- 様式第1号～第7号
- 各種納税証明書
- 財務諸表
- 振込確認書
- 労働者死傷病報告書

「重複書面」

中間処理業

評価基準表番号24

<労働安全衛生(現場管理)>

24

収集運搬業(積替え保管を含む)

20

<労働安全衛生(現場管理)>
に記載有り

※書面内容が、すべて重複しているため。

その他、書類の作成上重複するものについては、白紙にインデックス番号を付けた上で、左の図のように記載していただければ結構です。

<8> 現地審査

<準備する書類>

①評価基準表にて【現地審査】と記載された書類 および ②副本（正本と同内容） を審査を行う施設に集めて用意してください。

審査日程及び確認するマニフェスト等の詳細については、事前にご担当者様へメールで連絡いたします。
連絡した内容をよく確認いただき、前もって準備してください。

ご注意

副本を作成していない → 現地審査ができません
現地審査書類が集まっていない → 場合によっては再訪問
インデックスをつけていない → 審査に時間がかかります
正本と異なって資料が不足している → その場で資料を再要求

<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分：午前または午後のうち2～3時間程度
- ・複数の業の区分：午前及び午後
- ・「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち15分程度の時間で経営者インタビューを行います。
その時間だけで構いませんので経営層の方に必ず同席いただくよう調整ください。
なお、事前にインタビュー内容を簡単にメモしたものををご用意いただくとスムーズです。

<審査の流れ>

- ・一般的な流れについて、公社Webページ「現地審査について」をご確認ください。

<9> 認定後

優良事業者認定証の交付



業の許可証への記載（環境局への申請が必要）

様式第九号（第1条の六関係） 令和 3年 4月 1日 3環資産廃第9999号
許可番号 第13-20-999999号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号
氏 名 株式会社東京太郎
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和 3年 1月 2日
許可の有効年月日 令和 8年 1月 1日

1. 事業の範囲
(1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
燃焼：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)

2. 事業の用に供する施設
施設所在地：東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設名称	産業廃棄物の種類	単独処理能力	総合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
徹 辞	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成28年 7月4日	-----	-----
	金属くず	1.09 (t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.65 (t/日)				

3. 許可の条件
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する産業に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況
平成 3年 1月 2日 新規許可
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6回

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

産業エキスパート 都認定番号:1-20-C9999SD

東京都

東京都の許可証に優良性の
マークが印刷されています

<9> 認定後

ロゴマーク（データ）
＜名刺等に使用＞



ロゴマーク
（シール・マグネット）



①ロゴマーク（シール式）
サイズ190mm×74mm
1セット10枚入 5,500円（税送料込）

②ロゴマーク（マグネット式）
サイズ295mm×150mm
1枚 1,000円（税送料込）
10枚以上の申込で10%割引

③ロゴマーク（データ）
無料

詳しくは、公社Webページを
ご確認ください。



営業用リーフレット



・公社Webページ
からダウンロード



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

優良性基準適合認定制度 申請説明会

続いては、「認定取得に向けてのポイント①遵法性について」の動画で、
産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通項目である遵法性について説明
します。

【問合せ先】

東京都知事指定第三者評価機関
(公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室
MAIL:yuryo-nintei@tokyokankyo.jp
TEL:03-3644-1381

出典

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
(平成23年3月(令和2年10月)改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)
- ・優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」における公表情報の作成ポイント
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団企画部優良化事業推進チーム

携帯・スマートフォンの場合は、右側QRコードから
直接優良性のホームページにアクセスできます。



申請書類を作成するにあたり、ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく事務局までご連絡ください。